

TOPIC 第1回 理事会

令和3年度第1回理事会は、緊急事態宣言発令中に伴い4月27日書面決議により開催しました。令和2年度の決算及び新年度の事業計画、総代会開催日、役員を選任等について審議され、賛成多数で可決されました。

No.215

令和3年6月1日発行

発行 大島町商工会
責任者 広報委員会

TEL 04992-2-3791
FAX 04992-2-1144
URL island-net.jp



●総代会 書面議事 開催

5月24日予定していた総代会は、書面議事による開催としました。

議案

- ・令和2年度事業報告及び決算について
- ・令和3年度事業計画及び予算について
- ・令和3年度借入金最高限度額及び借入先金融機関の決定について
- ・役員を選任について

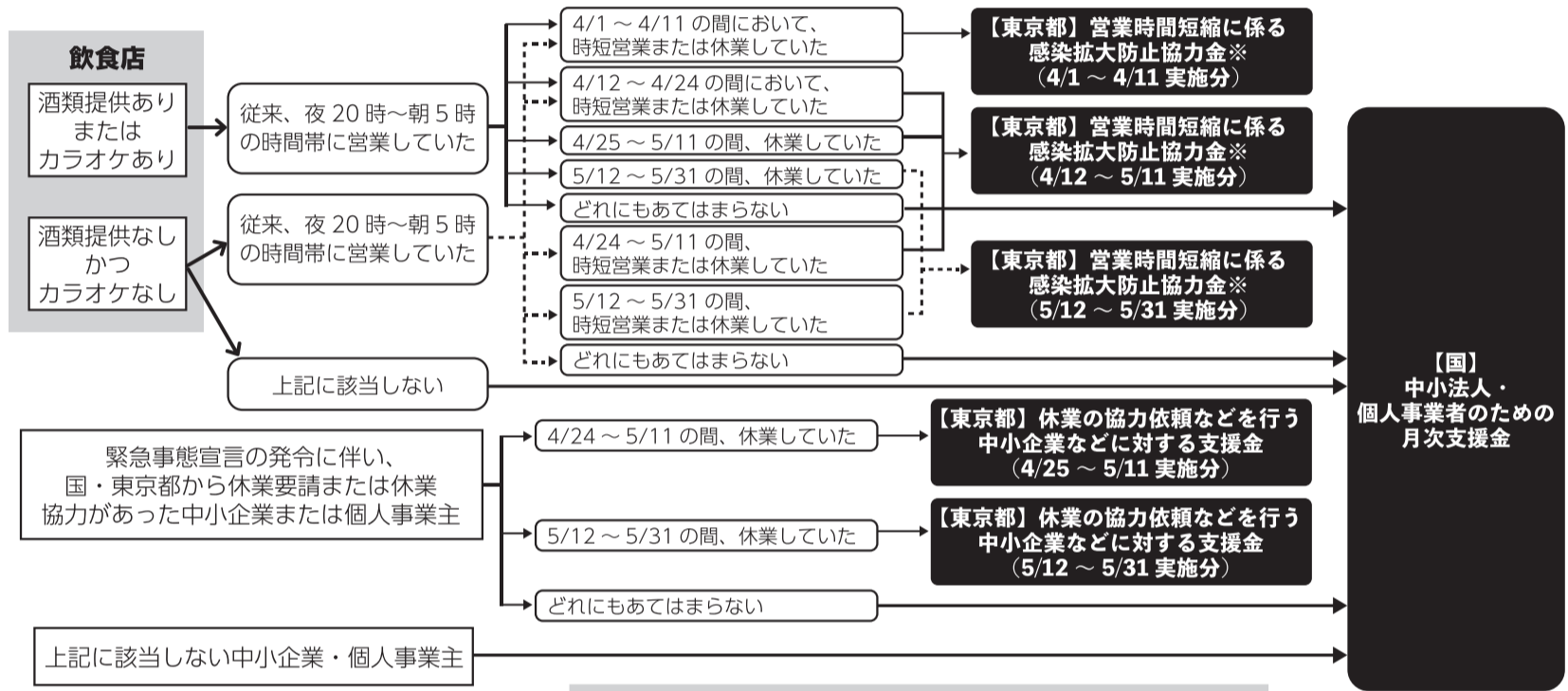
4議案が審議され、賛成多数により、いずれも可決されました。

●新役員の紹介

- 会長) 岡山正宏 副会長) 清水豊典・川島英二
監事) 白井忠市・高木久司
理事) 高梨 金五・高田 義士・山田 忠司・寺田 牧人・藤井 義人・阿部 欣一郎・立木 茂・土屋 克幸・市村 松之・渡辺 昇次郎・菊池 豊・川崎 一吉・三間 伊織・宮本 哲夫・福原 孝次・小坂多喜夫・久城 寿一・森川 友裕・西川 竜也・前田 高広・花本 良子・日野 義経

協力金・支援金制度について

東京都では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための要請や協力依頼に応じていただいた中小企業・個人事業者に対して協力金・支援金を支給します。また、国からは東京都の協力金・支援金を受給していないすべての業種を対象に、新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が減少した中小法人・個人事業者に対して支援金が支給されます。現時点での情報を記載しておりますが、支援策が多く複雑になっておりますので申請の際は間違えないようご注意ください。ご不明点等ございましたらお気軽に商工会(2-3791)までお問い合わせください。



※【東京都】営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請には、コロナ対策リーダーの登録が必要です

◆【東京都】営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (4/1～4/11 実施分)

- 申請受付期間 5月31日(月)～6月30日(水)
- 支給額 1店舗につき44万円
- 申請方法 WEB申請または郵送
- 申請書類

- <令和3年の協力金支給決定通知をお持ちの方で同じ店舗・施設で申請する方>
- ①協力金申請書・誓約書 (WEBまたは商工会で入手できます)
- ②令和3年に届いた協力金支給決定通知 ③休業・時短営業の状態が分かる書類 (写し)
- ④コロナ対策リーダーの宣誓書 (写し)
- <初めて、あるいは以前と異なる店舗・施設で申請する方>
- ①協力金申請書・誓約書 (WEBまたは商工会で入手できます)
- ②飲食営業許可証 (写し)
- ③光熱水費などの検針票又は領収書等 (写し) ※店舗所在地が記載されているもの
- ④店舗の内観・外観が分かる写真 ⑤休業・時短営業の状態が分かる書類 (写し)
- ⑥感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真
- ⑦コロナ対策リーダーの宣誓書 (写し)
- ⑧本人確認書類 (写し) ⑨通帳 ⑩口座振替依頼書 (WEBまたは商工会で入手できます)

◆【東京都】営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (4/12～5/11 実施分)・(5/12～5/30 実施分)

- 支給額
- 4/12～5/11 実施分: 68～600万円 (売上減少額により変動)
- 5/12～5/30 実施分: 80～400万円 ()
- ※申請受付期間、申請方法などは公表されておりません。(5月24日現在)

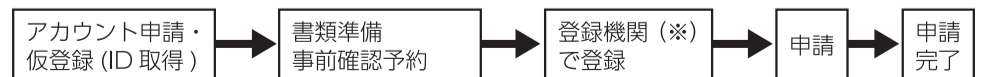
◆【東京都】休業の協力依頼などを行う中小企業に対する支援金 (4/25～5/11 実施分)・(5/12～5/30 実施分)

- 支給額
- 4/25～5/11 実施分: 34万円
- 5/12～5/30 実施分: 40万円
- ※申請受付期間、申請方法などは公表されておりません。(5月24日現在)

◆【国】中小法人・個人事業者のための月次支援金

- 給付要件 緊急事態宣言またはまん延防止措置が発令されている期間(※)で、今年の月間の売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。なお、東京都から協力金または支援金を受給した場合は申請できません。※東京都は5/24現在、4・5月分の給付が決定しております。6月分の申請可否は情勢次第となります。
- 給付額 中小法人 1月あたり上限20万円
個人事業者等 1月あたり上限10万円
給付額=2019年または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上 (4月分の申請の場合、2019年4月または2020年4月が基準月、2021年の4月が対象月となります)
- 申請期間 4月分・5月分: 6月中下旬～8月中下旬予定
6月分 : 7月1日～8月31日予定
※詳細は公表されておりません。
- 申請方法 オンライン申請
- 必要書類 <一時支援金を受給された方、月次支援金2回目以降の申請の方> 2021年対象月の売上台帳のみ (事前確認は不要です!)
<初めての方>
- ①法人: 履歴事項全部証明書 個人: 本人確認書類
- ②2019年・2020年確定申告書類
- ③2019年1月～2021年対象月までの各月の帳簿書類(月別の売上のわかるもの)
- ④2019年以降の事業の取引を記録している通帳 (法人: 法人名義の口座 個人: 事業主名義の口座)
- ⑤宣誓同意書 (WEBまたは商工会で入手できます)

■初めての方の申請の流れ



※商工会は事前確認登録機関に登録されています。混雑防止のため、予約をお願い致します。

△不審な電話にご注意ください

大島において、給付金・助成金の手続きをすると騙った不審な電話が確認されています。国や東京都などから申請の斡旋の電話は一切ありません。不審な電話がかかってきた際には商工会もしくは大島警察署までご相談ください。

ECサイト活用 始めます

商工会では、東京都の特産品販売支援事業を活用し、特産品販売促進事業として「楽天市場」・「BASE」への登録をしました。

6月中旬頃からの出店に向け準備を進めており、「大島特産品セット」や「特産品詰め合わせ」など、新たな販路拡大ができればと考えています。

「自家商品も販売してほしい」または「試しにやってみようか」という事業者さんは、商工会で出品してみませんか？

また、促進事業の一環として、オリジナル BOX も作ってみました。島外への贈り物に使ってみませんか？

- 大きさ 縦 22 センチ・横 22 センチ
・高さ 10 センチ
- 料金 会員 1 枚 150 円
非会員 1 枚 200 円



雇用調整助成金 申請サポートします！

「新型コロナウイルス感染症の影響」により「事業活動の縮小」を余儀なくされた事業所が、労働者の雇用を維持するため休ませ、従業員に支給した休業手当の一部を助成する制度です。

令和3年4月までは日額限度額が1人 15,000 円、令和3年5月・6月までは日額限度額が1人 13,500 円（条件により 15,000 円になる場合あり）特例として簡易的に申請することができます。

<申請条件>

- ・雇用保険・労働保険に加入している事業所
- ・前年同月と比較し売上が5%以上減少した事業所
- ・定休・有休以外に休ませた従業員に対し、60%以上の給与を支給した事業所（短時間休・パート・アルバイトを含む）

<必要書類>

- ・昨年と今年の売上が確認できる書類
- ・賃金台帳・出勤簿

※申請には期限があります。（6月1日現在、令和3年4月休業分～申請できます。）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

令和3年1月から6月30日までの間、定休や有給以外で休業した事業所で休業手当の支払が困難な場合、従業員が直接申請できる支援金、給付金です。

事業所が労働保険または雇用保険に加入していることが条件です。

月額上限は33万、休業前賃金の80%が支給されます。

<必要書類>

- ・給与明細もしくは賃金台帳（休業中の明細と、休業前の明細）
- ・身分証明書（運転免許所・マイナンバーカード・パスポート等）
- ・通帳の写し（口座番号が確認できる書類）

小規模事業者持続化補助金（一般型）のご案内

【小規模事業者持続化補助金とは？】

小規模事業者が自らの経営を見つめ直し、事業の持続的な発展に向けて経営計画を作成して販路開拓等に取り組む際の経費の一部を補助する補助金です。計画に沿って取り組む費用の2/3を補助します。

（この補助金には申請内容審査による採否がありますのでご注意ください）

【どんなことに使えるの？】

売上を伸ばすための様々な取り組みに使えます。

販促用のチラシ・パンフレットの作成、ホームページの制作、WEB 広告、販促宣伝活動、店舗改装などに使えるなど、とても使い勝手のいい補助金です。

【どんな事業者が対象？】

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者（個人・法人）で、常時使用する従業員の数が20名以下の事業者

（ただし、卸売業・小売業と宿泊業、娯楽業以外のサービス業であれば5名以下）です。

【補助上限額は？】

50万円（補助率は補助対象経費の2/3）

【締め切りは？】

令和3年10月1日締切日当日消印有効

令和4年2月4日締切日当日消印有効

※申請には事前に計画書の作成が必要です。余裕をもってご相談下さい。

【WEBセミナーご案内】

大島町商工会ホームページで無料WEBセミナーの視聴ができます。このセミナーは下記のIDとパスワードを入れるだけで、いつでも（24時間OK）、どこでも（パソコン、スマホ）、だれでも、500以上のタイトルが視聴可能です。

内容は新型コロナ対策から、一般経営、税務、労務、法律、人材育成、補助金、助成金など様々なコンテンツを取り揃えています。ぜひ日々の経営にお役立て下さい。



建設業の労災保険について

建設業の労災保険は「現場労災」と「事務所労災」と2種の労災があります。

現場労災は工事現場での労災事故に備える保険です。しかし、見落としがちなのが事務所労災です。

事務所労災とは、例えば工事現場に携わらない事務員が仕事に怪我をした場合や工事現場に従事する作業員が、現場以外での作業（倉庫整理や会社内の草刈りなど）をしていて怪我をした場合に備える保険です。このような事故が発生した場合は、事務所労災の保険関係を成立させていないと労災保険が適用されませんので、ご注意ください。

大島町商工会 職員募集



職 種	記帳相談員
業 務 内 容	・島内の事業者に対する経理や税務申告等の相談指導業務 ・商工会運営にかかる事務処理 ・地域商工業者の相談指導業務を行う経営指導員の補助業務 等
必要な資格等	・学校教育法における高等学校以上を卒業した者 ・普通自動車免許を有する者 ・日商簿記3級以上（採用後取得可） ・Excel・Wordなどパソコン（Windows）操作のできる者
雇 用 形 態	職員（試用期間あり）
採用予定日	令和3年7月1日（木）
募 集 人 員	1名
選 考 方 法	1次 書類審査／2次 面接
年 齢	35歳未満の方 ※例外事由—3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合の例外事由
性 別	不問
給 与	当会給与規程による。（職務加算あり）
勤 務 場 所	東京都大島町元町1-1-14 大島町商工会
勤 務 時 間	8:30～17:00（休憩12:00-13:00）実働7時間30分
休 日	週休2日制（土・日）・祝日・年次有給休暇・夏季休暇・年末年始 等
福 利 厚 生	社会保険・厚生年金・労働保険・職員年金・グループ保険制度等

◎応募を希望される方は、履歴書を大島町商工会（元町1-1-14）へ提出または郵送願います。

応募締切／6月18日（金）

面接日予定日／6月23日（水）

◎問い合わせ 2-3791（担当 浅沼）



TEL 04992-2-3791
FAX 04992-2-1144
URL island-net.jp